

会長	局長	係員

令和7年第10回 小坂町農業委員会会議録

令和7年10月6日（月）14時00分役場会議室において招集した。

1. 出席委員（9人）は次のとおりである。

1番 安保 清栄	2番 中村 修太郎	3番 阿部 龍平
4番 小舘 康弘	5番 木村 功	6番 宮舘 秀樹
7番 奈良延 浩	9番 中村 仁	10番 亀田 静子

2. 欠席委員（1人）は次のとおりである。

8番 本田立子

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	岩澤秀一
事務局長補佐	中村長裕

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局長補佐 中村長裕

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

2番 中村修太郎 3番 阿部龍平

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

日程第1 報告 第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	第19号 令和7年度市町村農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議について
日程第2 議案 第7号 非農地証明願いについて	日程第3 協議 第4号 令和7年度秋田県農業委員会大会の提出議案（第2次案）に対する意見について

議長 (亀田)	<p>(14:00)</p> <p>それでは、定刻になりましたので、これから令和7年第10回の総会を始めたいと思います。</p> <p>出席状況について、報告をお願いいたします。</p>
事務局	現時点で9名出席です。
議長	只今の出席者は9名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

本日の会議録署名委員を指名いたします。2番、中村修太郎委員、3番、阿部龍平委員、の両名を指名いたします。

(14:01)

議長 では、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は1ページのとおりとなります。

日程第1、報告第18号について、事務局より説明を求めます。

事務局 日程第1、報告第18号を説明いたします。

資料は 2ページからとなります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告します。

今月は2件の届出がありました。

1件目は、5ページからが届出の写しとなっております。農地の所在は田12筆です。農業委員会によるあっせんは不要となっております。相続があった農地について、自作地と賃貸借権が設定されている農地があります。

2件目は、18ページからが届出の写しとなっております。田5筆と畠1筆です。

農業委員会によるあっせん希望となっておりますが、現時点で田んぼについては賃貸借契約により作付けしています。農地の位置図は26ページからとなっております。

以上で日程第1、報告第18号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。

(14:03)

議長 再開します。

(14:09)

報告第18号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、日程第1、報告第18号を終了します。

(14:09)

続いて、報告第19号について、事務局より説明を求めます。

事務局 報告第19号を説明いたします。

資料は28ページからとなります。

9月9日に北秋田市で開催された県北地区令和7年度市町村農業委員会長会・会長職務代理者・事務局長会議について報告します。

会議の冒頭、兎澤副会長の挨拶の中で各市町村へ8月と9月の大雨の被害状況の報告を求められました。鹿角市と小坂町については大きな被害は発生していませんが、他は甚大な被害があり、この時点で調査中の市町村がほとんどでありました。この会議があった時点で把握されている数字として、秋田県全体で43億円を超える被害状況であり、今後現地確認ができ次第更に増える見込みであるということでした。

この後、相続登記に係る制度と手続きについてと題して研修会が行われました。

協議案件については、異論無く了承されましたが、一部大会議案について修正が必要となったことから、各農業委員会へ再度意見を求めることとなり、本日の協議案件として上程しております。

なお、農業委員会大会は、66ページの開催要領にあるとおり、湯沢市の「湯沢文化会館」を会場に11月1日、午後1時から午後3時の日程で行われます。

町からバスを手配しておりますので、できるだけ多くの委員から参加していただきたいと考えております。

以上で報告第19号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。

(14:11)

再開します。

(14:18)

報告第19号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第19号を終了します。

(14:18)

次に日程第2、議案第7号について、事務局より説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第7号を説明いたします。

非農地証明願いについてであります。資料は106ページからとなります。

場所は大地です。申請は2筆あり、合計面積が6,063m²です。登記地目は畠となっておりますが、現況は111ページと114ページの現地確認のとおり林となっております。

当該地について、2筆とも畠として管理しておりましたが、現地へ行く作業道が崩れて通れなくなったりして、高齢化ということもあります。手入れが行き届かなくなつて次第に荒れていったとのことです。

なお、現地については、4番小館委員から立ち会いをしていただき、確認をしております。

以上で、日程第2、議案第7号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。

(14:20)

再開します。

(14:27)

議案第7号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、議案第7号について許可することで終了します。
(14:27)

次に、日程第3、協議第4号について事務局より説明を求めます。

事務局 日程第3、協議第4号を説明いたします。
先ほど報告第19号でも若干触れましたが、農業委員会大会へ提出するための議案について、各農業委員会から意見を求められております。
資料は115ページからになります。
資料につきまして、事前に配布しておりましたので、ご一読いただいたものと思われます。意見を求められているのは、先ほど報告した県北地区会長・会長職務代理者・事務局長会議から若干加筆修正があり、116ページ下段の1の変更点として記載されている部分についてであります。具体的には117ページから124ページに記載のとおりとなります。
この変更点につきまして、意見がある場合は8日まで農業会議へ意見書を提出することとなります。
以上で協議第4号の説明を終了いたします。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:29)

再開します。
(14:29)

協議第4号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 これで総会の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第10回総会を終了します。ありがとうございました。
(14:30)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 亀田静子

署名委員 中村修太郎

署名委員 阿部龍平